

キーワード： 朝鮮学校，民族教育権，排外主義，北朝鮮嫌悪，多文化共生

1. はじめに

朝鮮学校は在日朝鮮人の子どもたちのための教育機関である。日本の敗戦後、日本にいた朝鮮人たちが子どもたちに朝鮮語等を教えるためにつくった「国語講習所」を起源とする。現在は、日本全国に幼稚園から高級学校、そして東京には大学校までをもっており、日本でも体系的な民族教育を受けることができるように制度が整えられている。

しかしながら、朝鮮学校をとりまく状況は厳しい。たとえば、2010年からの高校無償化からの朝鮮高校排除や、自治体は補助金支給を停止、さらには、幼保無償化の対象からも朝鮮幼稚園（各種学校認可をもった外国人学校すべて）が除外されている。

さらに、近年では、朝鮮学校に関して悪意ある情報が流れることが多く、そこから生まれる認識のもとに多くの排外主義的な攻撃に学校がさらされることが多い。

朝鮮学校はすでに70年以上日本社会にあり、いわゆる「一条校」ではないものの、各種学校認可をもった教育機関である。それなのに、なぜ、いまだに、こうした排外主義にさらされなければならないのであろうか。本報告では、朝鮮学校の社会・政治的現状を検討した上で、現在の「排外主義」—特に朝鮮、韓国、在日朝鮮人に対する—の背景にあるものを考察していきたい。さらには、朝鮮学校の権利としての「民族教育権」についても触れていきたい。このことは、ひいては、他の外国人学校の権利保障という課題にもつながるであろう。

2. 朝鮮学校の現状

先にも述べたように、朝鮮学校をとりまく状況は、政治的にも社会的にも非常に厳しい。財政も慢性的に厳しい。児童・生徒・学生（以下、学生とする）の数も減少傾向にある。

それが、朝鮮学校の運営には深刻な影響をもたらしている。率直に言って、すべての朝鮮学校が存続の危機にあるといっても過言ではないだろう。

こうした厳しさの中で、朝鮮学校は日本人に理解を求め、「友好関係」を築くために、頻繁に交流事業（公開授業、行事公開、地域行事への参加等）も行う。朝鮮学校に対する様々な「誤認」「誤解」に対する「自己防衛」だと考えることもできる。すなわち、「開かれた朝鮮学校」というイメージ作りをすることを強いられていると考えられよう。報告では、具体的な数字などを示しながら、朝鮮学校の現状を示す予定である。

3. 排外主義の中の朝鮮学校

現在、日本社会の一部の人たちが、インターネットを中心に在日朝鮮人および朝鮮半島に対して激しい差別の言葉を発している。当然、それは朝鮮学校にも向かう。冒頭でも述べたように、2009年12月には実際に「ヘイト街宣」を呼ばれるものが、朝鮮初級学校の前で行われ、子どもたちがその被害にあうという事件が起きた。この事件については、学校側が裁判で勝訴しているが、しかし、当事者たちの中には、今でも事件の後遺症（「トラウマ」）に苦しんでいる人がいるという。

このような事件が、いわば「民間」の人からの「レイシズム」だとすれば、朝鮮高校の無償化排除、補助金凍結などを「上からのレイシズム」だとする論がある（たとえば、森千香子、板垣竜太）。そし

て、これが、民間の差別、レイシズムをささえているという論である。すなわち、政府や自治体の朝鮮学校に対する差別的政策があるからこそ、「朝鮮人/朝鮮学校などに対しては何をしてもいい」という民間からの差別を生み出すのだという論である。

本報告でも、この問題意識のもと、朝鮮高校無償化裁判について述べたい。特に愛知の無償化裁判を中心に扱い、愛知の判決で裁判官が朝鮮学校をどう認識して、そして何を述べたのか、そこから見える問題点について分析をしたい。

結論だけのべれば、朝鮮学校が学生たちの民族的アイデンティティの涵養の場としての役割を認めながら、同時に朝鮮学校がもつ歴史性・政治性、端的に言えば、朝鮮民主主義人民共和国（＝朝鮮）との密接な関係を否定したのである。

4. 人権論の限界

3をふまえて、朝鮮学校の何が「否定」されているのかを考察する。すなわち朝鮮学校のもつ「歴史性」「政治性」を無視し、朝鮮（および在日朝鮮人朝鮮人総联合会＝総聯）との関係を否定することは何を意味しているのかを考えたい。

しばしば、朝鮮学校を「擁護」する論理として「同じ高校生」というものが用いられる。しかし、この論理では朝鮮学校の権利が歴史的かつ民族的権利であることが大きく後退してしまう。

5. おわりに一多文化共生論という視点から

朝鮮学校や在日朝鮮人を「多文化共生」の枠組み内のみで語ることはなにを意味するのか？エスニックマイノリティが「集団」として団結し、ホスト社会に抵抗・異議申し立てをする根拠や権利の剥奪につながるという問題を指摘しつつ、現在の朝鮮半島の政治的状況の中で、在日朝鮮人や朝鮮学校を考えることの重要性を指摘したい。そして、「民族教育権」（マイノリティがマイノリティの権利として自ら教育を行う権利）を考えてたい。

<参考文献>

板垣竜太，2013「資料：朝鮮学校への嫌がらせ裁判に対する意見書」（『評論・社会科学』同志社大学人文学会 149－185）

金尚均，2007「民族的尊厳の回復としての朝鮮学校」（『法学セミナー』2007年7月）

宋基燦，2012『「語られないもの」としての朝鮮学校—在日民族教育とアイデンティティ・ポリティクス』 岩波書店

田中博，2013「朝鮮学校の戦後史と高校無償化」『<教育と社会>研究』第23号，一橋大学<教育と社会>研究会

曹慶鎬，2011「在日朝鮮人コミュニティにおける朝鮮学校の役割についての考察」『移民政策研究』第4号 移民政策学会

中村一成，2014 『ルポ京都朝鮮学校襲撃事件 <ヘイトクライム>に抗して』（岩波書店）

山本かほり，2014「朝鮮学校で学ぶということ」（『移民政策研究』第6号，移民政策学会）

———，2015「『北朝鮮』バッシングと朝鮮高校」平田雅巳・菊地夏野編『ナゴヤ・ピース・ストーリー—ほんとうの平和を地域から—』風媒社

———，2017 「排外主義の中の朝鮮学校—ヘイトスピーチを生み出すもの考える」（『移民政策研究』第9号，移民政策学会）

李洪章，2010 「朝鮮籍在日朝鮮人青年のナショナル・アイデンティティと連帯戦略」（『社会学評論』第61巻第2号）

岡真理・李英哲 「往復書簡」（『イオ』2012年1月号～3月号 朝鮮新報社）